

平成30年

4月農業委員会総会議事録

■日時	2018年（平成30年）4月13日（水）14：30 ～ 14：48	反 事 務 局
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（13名） 1 西辻 達佳    2 井阪 正明    3 大谷 康之    4 山千代重榮    5 高橋 一隆 6 小林 修    7 横田 武    8 久保 安治    9                    10 飯阪 保 11 辻畑 忠紹    12 辻井 正昭    13 辻林 孝幸    14 友田 博文 [欠席委員] 計（1名） 9 福本 敏行 [事務局] 計（4名） 飯阪 陽次    西川 秀士    谷上 昇    丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について  報告第1号 農地使用貸借権の解約通知確認について 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成30年4月の委員会総会を開催いたします。 開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>まず、出席委員数を事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は13名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は、9番、福本委員でございます。 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
会長	<p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日の議事録記名人は、10番、飯阪 保委員さん、11番、辻畑委員さんによりしくお願いをいたします。 （両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、1ページ、委員会議事日程に従いましてご審議をいただきます。 議案第1号、第2号、報告1号、2号、3号を御審議いただきます、よろしくお願いをいたします。</p> <p>2ページ、議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転2件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。</p>

事務局	<p>議案第1号、番号1、伏屋町の物件について、事務局の説明を求めます。 事務局の丸鳩でございます。 議案書3ページ、1番について説明させていただきます。 許可を受けようとする土地の所在は、伏屋町二丁目で、地目は、田1筆、面積は、102平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。 申請地の立地は、譲受人の自宅から約0.1Km、軽トラックで約1分の距離に位置しております。 譲受人は、トラクターを保有しており、農業従事日数は180日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。 また、周辺地域との関係については、「農薬の使用については、周辺農地に支障のないよう使用します。」とのことです。 以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。 続きまして、地区担当の横田委員から受けました調査結果を報告いたします。 「現地を確認したところ、申請地は、野菜栽培をされている農地であり、譲渡人4名に意思確認し、譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地でサツマイモ、玉ねぎを栽培する予定である事を確認いたしましたので、許可相当である」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。 これにつきまして異議・ご意見ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めまして、議案第1号、番号1については許可することといたします。 続きまして、議案第1号、番号2、府中町四丁目、府中町五丁目、観音寺町の物件について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>事務局の丸鳩でございます。 議案書3ページ、2番について説明させていただきます。 許可を受けようとする土地の所在は、府中町四丁目、府中町五丁目、及び観音寺町で、地目は、田4筆、面積は、合わせて3,891平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。 この案件につきましては、先月、特別委員会にて新規就農の事前審査を実施しております。 申請地の立地は譲受人の自宅から約10Km、車で約20分の距離に位置しております。 譲受人は、耕うん機等を保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。 また、周辺地域との関係については、「附近農地に迷惑かけないように耕作しま</p>

<p>会 長</p>	<p>す。」とのことです。          以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。          続きまして、地区担当の高橋委員、大谷委員から受けました調査結果を報告いたします。          「現地を確認したところ、申請地は、保全管理されている農地であり、譲渡人は申請地を譲渡する意思があり、譲受人は申請地で作物を栽培する予定である事を確認いたしましたので、許可相当である」との報告を受けております。          また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。          以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>事務局の説明が終わりました。          これにつきまして異議、ご意見ございませんか。          (異議なしの声)          異議なしと認め、議案第 1 号、番号 2、につきましては許可することといたします。          次に、議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法第 65 号）第 18 条の規定による農用地利用集積計画 7 件を、別表のとおり定めるものとする。          議案第 2 号番号 1、2 が関連ございますので一括して上程させていただきます、浦田町の物件について事務局から説明を願います。          事務局の丸鳩でございます。          議案書 5 ページ、1 番、2 番について関連がございますので一括説明させていただきます。          物件は浦田町で、地目は田、3 筆、面積は、2, 180 平方メートルでございます。          貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。          申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。          この案件につきましては、先月、特別委員会にて新規就農の事前審査を実施しております。          続きまして、地区担当の大倉推進委員から受けました調査結果を報告をいたします。          「現地確認を行い、貸し手、借り手両人に確認致しました。借り手は申請地で野菜を栽培する予定であり、問題はありません。」と報告を受けております。          また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。          以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。          これにつきまして意見、異議ございませんですか。          (異議なしの声)</p>

事務局	<p>異議なしと認めます、議案第2号、番号1、2の物件についてはこのとおり決定することといたします。</p> <p>議案第2号、番号3、下宮町、北田中町の物件について事務局の説明を求めます。事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書5ページ、3番についてご説明させていただきます。</p> <p>物件は下宮町と北田中町で、地目は田、4筆、面積は、合わせて3,868平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録が無い事を確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の友田委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手は貸す事に同意され、借り手は申請地で作物を栽培することを確認致しました。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして意見、異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます、議案第2号、番号3につきましては、このとおり決定することといたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第2号、番号4、仏並町の物件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書5ページ、4番について説明させていただきます。</p> <p>物件は仏並町で、地目は畑、1筆、面積は、5,853平方メートルの内、2,875平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、休耕地であり、農地基本台帳において小作人の登録が無い事を確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、みかんの木が植えられております。貸し手に意思確認を行い、申請地を貸す事に同意されており、借り手は、申請地で野菜栽培することを確認し、問題はありません。」と報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>

事務局	<p>これにつきまして意見、異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。議案第2号、番号4の物件につきましてはこのとおり決定することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、番号5、6、7、につきましては関連があるため一括提案をさせていただきます。事務局からの説明を求めます。</p> <p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書6ページ、5番から7番について関連がございますので一括して説明させていただきます。</p> <p>物件は阪本町で、地目は田、4筆、面積は、合わせて3,558平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手に確認いたしましたが申請地を貸す事に同意されています。申請どおり問題はありません。」と報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして意見、異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます、議案第2号、番号5、6、7につきましてはこのとおり決定することといたします。</p> <p>次に7ページ、報告に移ります。</p> <p>報告第1号、農地使用貸借権の解約通知確認について、農地使用貸借権の解約1件に関する通知を、別表のとおり確認するものとする、8ページを御参照ください。</p> <p>報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用4件を専決により受理したので報告する、10ページを御参照ください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転7件を専決により受理したので報告する。</p> <p>12ページ、13ページを御参照ください。</p> <p>以上で、予定された議事は終了いたしました。</p>

閉会時間14時48分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員